



事務委任

四国財務局の組織（機構図）



財務総合政策研究所 四国研修支所

《金融庁と財務局との関係》

- 金融庁は、我が国の金融機能の安定を確保し、預金者、保険契約者、有価証券の投資者等その他これらに準ずる者の保護を図るとともに、金融の円滑を図ることを任務として内閣府の外局として設置（平成13年1月6日）されました。
- 地方における民間金融機関等の検査・監督及び有価証券届出書の受理事務等については、金融庁長官から委任を受けてその指揮監督の下に、財務省の地方支分部局である財務局において行うこととされています。
- また、金融庁に置かれた証券取引等監視委員会が行う金融商品取引法等に基づく事務の一部は、証券取引等監視委員会の委任を受けてその指揮監督の下に財務局が行うこととされています。（犯則調査については、証券取引等監視委員会が直接指揮監督）